

警報発表時および災害等における学校の対応について

令和8年6月一部改定

横浜市教育委員会からの通知により、風水害等の「警報」発表時、及び大地震等の「災害」発生時における、生徒の安全確保のため、次のように対応しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

I. 警報発表時

1. 午前6時の時点で、横浜市北部（「神奈川県全域」または「神奈川県東部」・「横浜市全域」）に発表継続中の場合

レベル3 警報	大雨警報 洪水警報	原則として 通常通りの登校 (学校から「自宅待機」の連絡がない限り)
レベル3 警報	暴風警報 大雪警報 暴風雪警報	原則として『 臨時休業 』 土日の活動(部活動等)についても活動しません。
新設 レベル4 危険警報	大雨危険警報 土砂災害危険警報 等	<u>教育委員会事務局及び学校から緊急連絡があった場合、休校の実施</u>
レベル5 特別警報 降灰予報	大雨・暴風・高潮・波浪・ 暴風雪・大雪	原則として『 臨時休業 』 土日の活動(部活動等)についても活動しません。

2. 上記の警報等以外の警報が発表されている場合は、原則として授業を行います。登校時刻の変更などの措置が必要な場合は緊急連絡を行います。
3. 「レベル4危険警報」相当の発表がされた場合、児童生徒およびご家族の安全確保を最優先とし、登校前、登校後において、教育委員会事務局及び学校にて休校の判断をします。
4. 登校後、上記の警報等が発表された場合には、校長が生徒の安全確保のための措置をとります。
(時間短縮など)

※ なお、警報が発表されていなくても、安全が確保できないという保護者の判断があった場合は、無理をされずに生徒の登校を見合わせてください。「非常変災等による出席停止」という扱いとなります。

II. 大地震等の災害発生時

市域のいずれかで、『震度5強以上』の地震が観測された場合

1. 直ちに授業を打ち切り、個人カードに記載された引取者に引き渡しを行います。
2. 保護者等への引き渡しができるまで、生徒は学校に留め置きます。
3. 警戒宣言が解除されるまで学校は休校となります。
4. 登校前に発生した場合は休校となります。

※ ただし、震度5弱以下の場合は、状況により集団下校等の措置を行う場合があります。

- 「暴風警報」等が発令されたかどうかはテレビ・ラジオ・インターネット等で確認してください。横浜市防災情報↓ 最新情報を随時知ることができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/information.html>

- 本校ホームページの「リンク」からも、横浜市内の警報・注意情報を見ることができます

